こ成母第181号
令和６年４月５日

公益社団法人日本産婦人科医会　会長　殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
（　公　印　省　略　）

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（協力依頼）

平素よりこども家庭行政にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号。以下「法」という。）」に規定されている一時金の支給の請求期限を５年延長する「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第12号）」が令和６年３月29日に成立し、本日施行されました。

今後も引き続き、こども家庭庁としては、対象となる方々からの請求に基づき、一時金の支給事務を行うこととなりますが、貴会におかれましても、下記の事項につき、ご理解、ご協力をいただきますとともに、貴会会員に対し周知して頂きますようよろしくお願いします。

記

１．請求者にかかる記録の調査等

一時金支給の認定の判断は、請求者から提出のあった請求書その他の書類に加え、請求者が当時、優生手術等を受けたことについて、都道府県や関係機関に残っている記録、又はこれらの機関に在職している職員が知っている事実の聴取録に基づいて行うことになります。

旧優生保護法が施行されていた当時、国内の医療機関においては、優生手術に係る都道府県優生保護審査会への申請や、優生手術等が行われていた事実が認められることから、請求者について、都道府県優生保護審査会への申請記録や手術にかかるカルテ等の記録が医療機関に残っている可能性があります。

都道府県に記録が残っていない場合であっても、①医療機関に記録が残って

いるか、②医療機関に記録が残っていなくても、在職している医師や職員から当該請求者に係る優生手術の実施に関する事実の聴取が得られるのであれば、認定にあたっての重要な判断材料となります。

実際の医療機関への調査の依頼については、請求を受け付けた都道府県から個別の請求者ごとに行われます。そのため、実際の調査は、具体的に優生手術等が行われた時期が特定されている中、その範囲内で行っていただくことが基本になりますので、都道府県から調査依頼を受けた場合には、可能な限り速やかに調査していただき、回答していただきますようお願いします。

なお、本調査は法に基づくものであり、個人情報保護法（平成15年法律第57号）第18条第３項第１号及び第27条第１項第１号の、利用目的の制限や第三者提供に当たっての制限の適用除外となります。

２．診断書作成等

（１）受診者への配慮等

本一時金については、対象となる方の多くが、疾病や障害を抱えた方であることが想定されるとともに、診断書作成のために医療機関を受診することに心理的な抵抗があることも考えられます。この点を踏まえ、各医療機関においては、診断書の取得のために受診した方について、特段の配慮をお願いいたします。

施行規則において、本一時金を請求する際には、請求者は、「請求にかかる生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書」を請求書に添付することとされています。

（２）診断書の周知

診断書については、こども家庭庁において、様式（別添１）を作成し、対象者の方や、請求受付の窓口となる都道府県に示しているところです。貴会におかれましても管下の医療機関等に対して、様式を周知して頂き、必要に応じて医療機関にも備え付けて頂きますようお願いいたします。

（３）診断書の作成料等

診断書の作成に関しては、一時金の支給認定後に請求者に対し、診断料及び診断書作成料が支払われます。請求者が診断料及び診断書作成料の支払いを受けるにあたっては、請求書提出の際に、これらの額等が記載された支給申請書を添付する必要があります。これについても、こども家庭庁で様式（別添２）を作成し、対象者の方や請求受付の窓口となる都道府県に示していますので、貴会におかれても管下の医療機関等に対して、様式を周知して頂き、必要に応じて、医療機関に備え付けて頂きますようお願いいたします。

国から請求者に対して支払われる診断書の作成にかかる費用の上限は、施行規則において、診断料については健康保険の診療方針及び診療報酬の例により算定されるものとし、診断書作成料については５千円とされていますので、ご承知置きください。

３．制度の周知広報

法において、国及び地方公共団体は、一時金の支給手続き等についての周知を行うこととされており、その際には、関係者の協力を得て行うこととされています。

支給対象となる方に確実に情報を届けられるよう、貴会におかれても、例えば、管内の医療機関等へのポスター・リーフレット（別添４～６）の配布や、都道府県の担当窓口の案内等、制度の周知広報にご協力いただきますようよろしくお願いします。

＜添付資料＞

別添１：旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書
別添２：旧優生保護法一時金支給請求に関する診断料等支給申請書
別添３：診断書記載の手引き
別添４：旧優生保護法一時金ポスター
別添５：旧優生保護法一時金リーフレット
別添６：分かりやすい旧優生保護法一時金リーフレット
別添７：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律関係資料

（照会先）
こども家庭庁成育局母子保健課
電話：03-6862-0565